

議 第 5 8 号

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

## 熊本市立幼稚園条例の一部改正について

熊本市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

## 熊本市立幼稚園条例の一部を改正する条例

熊本市立幼稚園条例（昭和 3 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表熊本市立向山幼稚園の項中「本山 4 丁目 5 番 2 号」の次に「（通級による指導をする教室にあっては、同区魚屋町 1 丁目 9 番地）」を加える。

## 附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

## （提出理由）

熊本五福幼稚園の民営化に伴い、同園のことばの教室を向山幼稚園の所管とするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。